

N P O 法人岐阜環境カウンセラー協議会
エコアクション 21 部会細則

(目的)

第 1 条 この細則は、N P O 法人岐阜環境カウンセラー協議会（以下「協議会」という。）定款第 5 条（2）に関する事業のうち、環境省が策定したエコアクション 21 制度を普及し、岐阜県内の事業者がエコアクション 21 制度を活用した環境保全活動に取り組むための支援を行うことを目的として設置する。

(事業)

第 2 条 部会は第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1) 事業者がエコアクション 21 に取り組むための指導助言
- 2) 事業者団体、地方自治体等へのエコアクション 21 普及活動
- 3) エコアクション 21 指導者の力量向上のための研鑽事業
- 4) エコアクション 21 地域事務局ぎふから協力依頼のあった事業
- 5) その他エコアクション 21 に関して部会員の賛同があった事業

(部会の運営)

第 3 条 部会には部会員から選任した部会長と必要において副部会長を置き、部会員の賛同によって運営する。

(部会員)

第 4 条 部会はエコアクション 21 事業の趣旨に賛同し、参加を希望する協議会会員によって構成する。

(会員以外の参加)

第 4 条の 2 協議会会員以外のエコアクション 21 の審査人及び趣旨に賛同する者は部会の承認を得て部会に参加することができる。

(事業及び予算)

第 5 条 事業及び予算はあらかじめ理事会で承認を受けた範囲とし、事業が終了したときあるいは年度末ごとに事業報告及び決算報告を行う。

第 6 条 その他部会の事業活動は部会の合議によりこれを行う。

(部会員の報酬)

第 7 条 部会員の報酬は原則として業務内容を勘案し、予め理事会で承認された事業収入に対する定率により支払う。これに拠らない場合は、部会長が理事会の承認を得て別途定める。

(委任)

第 8 条 この細則に定めるもののほか、必要なことは部会長が別に定める。

付 則

1 この細則は、平成 2 4 年 5 月 2 0 日より適用する。

改訂履歴

改訂年月日	改訂後 (下線は改訂箇所)	改訂前 (下線は改訂箇所)	理由
平成 24 年 5 月 20 日 総会にて審議	承認	—	—
平成 24 年 7 月 16 日 EA21 部会 設 立準備会にて 審議	第 4 条 部会は <u>エコ アクション 21 事業</u> の趣旨に賛同し、 参加を希望する <u>協 議会会員</u> によって 構成する。	第 4 条 部会は <u>エコ アクション 21 審査 人である会員及び 事業</u> の趣旨に賛同 し、参加を希望す る <u>会員</u> によって構 成する。	(1)エコアクション 21 審査人は、協議会か ら独立したもので あるが、協議会によ る審査人の囲いこ みと受け取られか ねない。 (2)細則を単独で読む 場合、協議会会員と 明記したほうが分 かりやすい。
	第 4 条の 2 <u>協議会 会員</u> 以外のエコア クション 21 の審査 人及び趣旨に賛同 する者は部会の承 認を得て部会に参 加することができる。	第 4 条の 2 <u>会員</u> 以 外のエコアクショ ン 21 の審査人及び 趣旨に賛同する者 は部会の承認を得 て部会に参加する ことができる。	上記(2)に同じ。